

保全インフォメーション

【97号】

編集室:北海道開発局営繕部 営繕調整課

MAIL:hkd-ky-hozensoudan(アットマーク)gxb.mlit.go.jp

※(アットマーク)は@に書き換えてください。

TEL:011-709-2311(内線5319)

ご意見・ご感想を編集室までお寄せください。

令和5年度 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

国土交通省では、官公庁施設の建設等に関する法律(官公法)第13条第2項に基づき、国家機関の建築物の実態を把握するため、各府省等のご協力のもと、毎年度、保全実態調査を実施しています。

各府省等の施設保全担当者等の皆様には、今年度も本調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。また、保全実態調査の実施にあわせ、官公法第9条に基づき、各府省庁等から提出された営繕計画書に関する意見を述べるために必要な官庁建物実態調査のうち、書面調査を実施しますのでご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、両調査とも、官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を利用して報告いただけます。調査に際しまして、各省各庁の施設保全担当課長等あてに調査の概要、調査内容の変更点、システムの操作説明等の資料を送付していますので参考にご覧ください。

① 調査票記入期間(BIMMS-Nへの入力期間)

(第1グループ):令和5年5月22日(月)～令和5年7月28日(金)

最高裁判所、内閣府(宮内庁、警察庁を含む)、法務省、国土交通省(海上保安庁、気象庁を含む)、環境省、防衛省

(第2グループ):令和5年6月5日(月)～令和5年8月10日(木)

衆議院、参議院、国立国会図書館、会計検査院、人事院、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省(林野庁、水産庁を含む)、経済産業省(特許庁を含む)

② 調査票記入におけるサポート体制について

BIMMS-Nの操作方法等不明な点につきましては、以下の質問窓口までお気軽にご連絡ください。

<質問窓口>

北海道開発局営繕部 営繕調整課官庁施設管理官付 保全係

メール:hkd-ky-hozensoudan(アットマーク)gxb.mlit.go.jp

※(アットマーク)は@に書き換えてください。

T E L:011-709-2311(内線5319)

・受付期間 随時

・受付手順 1. 質問内容を電子メールにて受付

2. 電子メールにて回答を返信

※業務効率化を図る観点から、電子メールによる質問をお願いいたします。

電子メールによることが出来ない場合は、電話にてご連絡ください。

(電話でのお問合せは平日の 9:00～17:00(12:00～13:00を除く) 受付)



令和5年度 北海道地区官庁施設保全連絡会議について

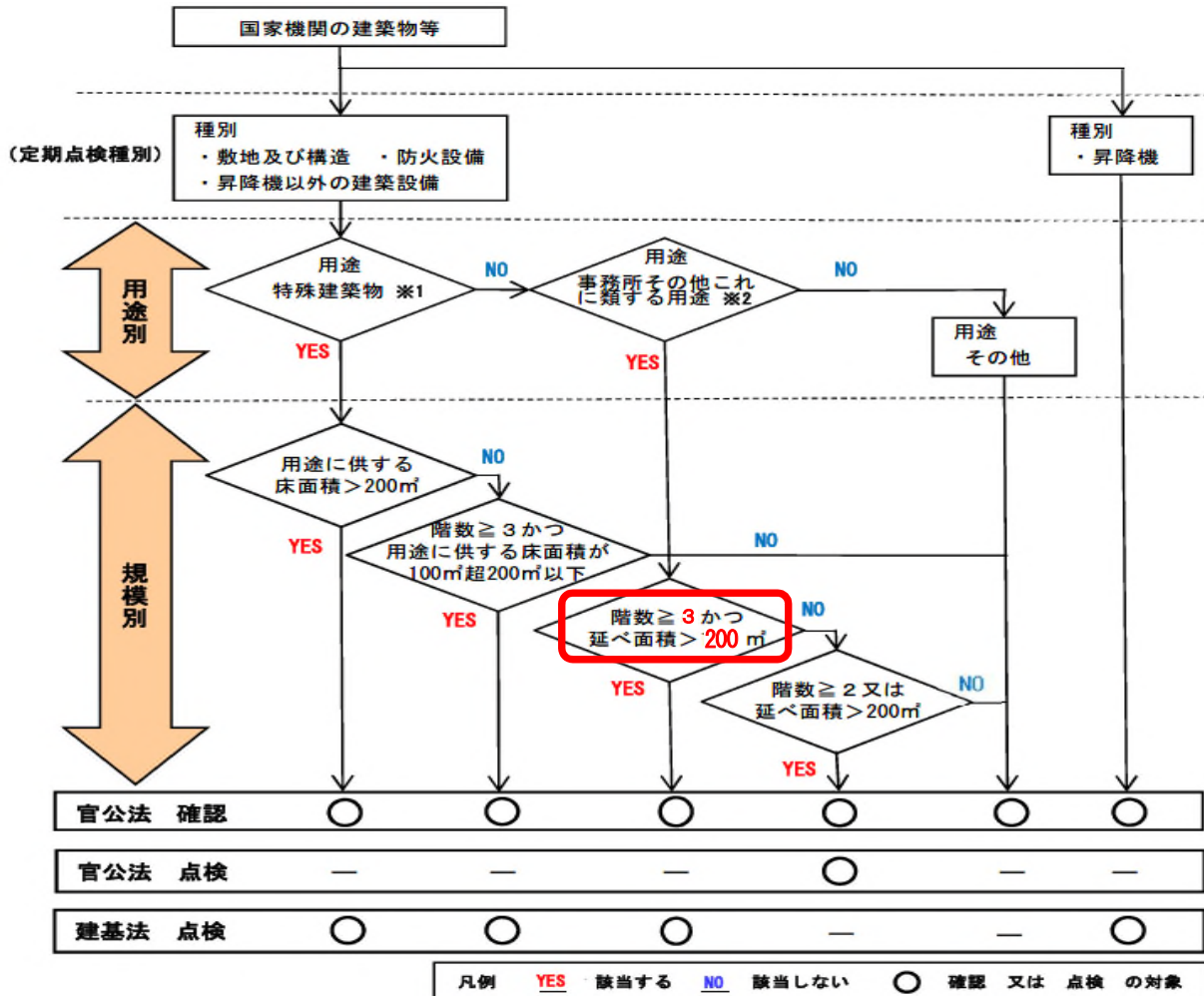
国家機関の建築物の定期点検制度や保全指導事例等、保全や長寿命化に関する情報提供を目的に、北海道地区の国家機関の施設管理等を担当している方、また、公共建築の適正な保全推進の観点から、北海道、市町村及び独立行政法人の施設管理者の方々を対象に保全連絡会議を毎年開催しています。

令和5年度においても昨年度と同様に会場へ集まっておく対面会議形式とせず、会議資料と説明資料を送付する書面開催形式で実施することといたします。説明資料の送付は9月頃を予定しております。

建築基準法の12条点検の適用範囲について

建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第 34 号)の令和5年4月1日施行に伴い、庁舎等の事務所用途の建築物について、建築基準法 12 条点検の適用を受ける範囲が従前の「階数5以上かつ 1,000 m²を超える」から「階数3以上かつ 200 m²を超える」に拡大しました。

以下の図をご覧ください、所管の施設において確実に点検の実施が行われているか、いま一度ご確認くださいと共に、拡大した範囲に該当する建築物についてこれまで官公庁施設の建設等に関する法律に基づく 12 条点検として業務発注されている施設管理者の皆さまにおかれましては、令和5年度から概当規模の点検を行う際は、12 条点検業務仕様書の適用法令を官公庁施設の建設等に関する法律から建築基準法へ更新いただきますようご注意ください。



 改定箇所

なお、国家機関の建築物における点検対象部位・点検方法についての規定は、以下の告示です。

* 建築基準法…国土交通省告示第 282 号、283 号、285 号、723 号

* 官公庁施設の建設等に関する法律…国土交通省告示第 1350 号、1351 号

令和5年版建築保全業務共通仕様書等の制定について

建築保全業務共通仕様書、積算基準・同要領について、令和5年版が制定されましたのでお知らせします。
国土交通省 HP で公表されておりますのでご利用ください。

※国土交通省 HP:

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#%EF%BC%96%EF%BC%8D%EF%BC%92

★公共建築相談窓口★

～公共建築に関する技術的なご相談はこちらへ～

北海道開発局営繕部 営繕調整課

○電子メール [hkd-ky-kokyosoudan\(アットマーク\)gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-kokyosoudan@gxb.mlit.go.jp)

受付時間 随時

※(アットマーク)は@に書き換えてください。

※メール送信の際は、件名に官署名等の記載をお願いします。

○TEL 011-709-2311 (内線5724)

受付時間 9:00～17:00 (12:00～13:00 を除く)

※電話でのお問い合わせは、平日のみの受付となります。